

●住民情報系ネットワーク利用要件

1 住民情報系ネットワークの環境

(1) 基本の通信プロトコル

T C P / I P

(2) 通信速度

住民情報系ネットワークは、他の業務システムと共用するため、常時帯域占有することはできないことに留意すること。

- ・ 本庁舎コアスイッチ－各フロアスイッチ間：1Gbps
- ・ 各フロアスイッチ－各島 HUB 間：100Mbps ※島 HUB の仕様が 100Mbps
- ・ 本庁－区役所間：1Gbps
- ・ 本庁－その他出先機関間：1～10Mbps

(3) インターネット接続

- ・ 通信できない。

(4) 不正接続検知

- ・ 不正な L A N 接続を検知・遮断する仕組みを導入している。新たに L A N 接続する機器を導入する場合は M A C アドレスを提出すること。

(5) システム間のデータ連携

- ・ 国の定めた「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」（以下「システム標準化」）の仕様に沿った業務システム（以下「標準準拠システム」）間のデータ連携について、国の定める仕様に基づき、ファイル連携は、本市で用意するオブジェクトストレージを用いる。また、A P I 連携は、各標準準拠システム間にて直接行うこと。
- ・ 標準準拠システムと、標準化インターフェースに準拠していない本市の独自システム（以下「独自施策システム」）との間のシステム連携については、本市で用意する標準化データ連携基盤を用いてファイル連携を行うことができる。標準化データ連携基盤では、オブジェクトストレージへの書き込みと読み込みを行う機能を有しており、独自施策システムとオブジェクトストレージのファイル連携を中継する。
- ・ 標準準拠システムと連携する既存の独自施策システムは、国の定めた標準ファイルレイアウトに準拠し、ファイルレイアウトの再設計およびプログラム仕様の変更等を行なうこと。
- ・ 標準化データ連携基盤では、ファイル連携にあたって、堺市で従来より標準的に利用している Unicode 文字と、行政事務標準文字（MJ+）との文字コード変換機能を利用できる。なお、レイアウト変換やコード変換等のファイル編集は行わない。
- ・ 標準化データ連携基盤を使用するにあたり、不明点等は本市 ICT イノベーション推進室と十分協議をし、「堺市共通基盤システムに関する情報セキュリティ実施手順」に従って運用を行うこと。
- ・ 標準化データ連携基盤を介して、標準準拠システムとファイル連携を行う独自施策システムでは、本市から提供するサンプル連携プログラムを基に、パラメータの修正等を実施し、標準化データ連携基盤との通信を実現すること。なお、当該サンプル連携プログラムは FTP を用いて通信する。
- ・ 各システム間のファイル項目の意味や取りうる値等の詳細については、それぞれの連携先所管課と十分確認・協議し、連携処理を実現すること。
- ・ 標準準拠システムの利用端末については、国の定める行政事務標準文字（MJ+）を利用できること。また、同文字の改訂・増補に伴う対応を行うこと。
- ・ 独自施策システムについて、共通基盤の外字を利用する場合は以下のソフトをインストールすること
ア Interstage Charset Manager Standard Edition Agent V10
イ Systemwalker Centric Manager Standard Edition V17

また、FUJ 明朝を使用する場合は以下のソフトをインストールすること。

ア JEF 拡張漢字サポート

(6) 共通基盤 A D (Active Directory) への参加

- ・ 本市の住民情報系ネットワークに接続し、共通基盤 AD へ参加すること。
- ・ 住民情報系ネットワークは Microsoft Active Directory によりドメイン管理をしている。本市セキュリティポリシーを準拠し、住民情報系ネットワークに接続した状態でシステムが正常に動作すること。

(7) 住民情報系ウイルス対策ソフトについて

- ・ 本市において準備するウイルスチェックソフトのインストール及び稼働状況の確認を行うこと。なお、インストールするソフトは、トレンドマイクロ社製 Apex One とすること。
- ・ 万一ウイルスを検知した場合、被害の拡大を最小限に留めるためのしくみを構築すること。
- ・ ウイルススキャンについては定時スキャンのみならず、リアルタイムスキャンが可能であること。
- ・ ウイルスチェックソフトのパターンファイルについては、共通基盤システムにて最新のパターンファイルを入手・格納し、配布する機能を提供するので、Windows OS を採用する OS については本機能を使用すること。また、パターンファイルの更新状況の確認を行うこと。

(8) 強靱化ソフト（持出制限、顔認証等）について

- ・ システムのログイン時に I D とパスワードを入力することで、利用者認証を行うとともに、パソコンにカメラを設置し（内臓カメラ推奨）「顔情報」でも認証を行うこと（二要素認証）。
- ・ データをパソコンから外部記録媒体で持ち出す際に、所属長のシステム上での承認が必要であること。
- ・ 持ち出すデータを強制的にパスワード付きで暗号化し、暗号解除について、自動的に期限を設定し、期限までに暗号解除されないデータは自動的に削除すること。

2 住民情報系クライアントパソコン

(1) ハードウェア環境

○ノートパソコン

ア CPU

インテル® Core i5-8265U 以上（令和元年度、令和 2 年度導入）

インテル® Core i5-1235U 以上（令和 4 年度導入）

インテル® Core i5-1245U 以上（令和 5 年度導入）

インテル® Core i5-1334U 以上（令和 7 年度導入の見込み）

イ メモリ容量

8GB 以上

ウ ストレージ

128GB 以上

256GB 以上（令和 4 年度以降）

○デスクトップパソコン

ア CPU

インテル® Core i5-8500U 以上（令和元年度、令和 2 年度導入）

インテル® Core i5-10500 以上（令和 4 年度導入）

インテル® Core i5-13400 以上（令和 7 年度導入の見込み）

イ メモリ容量

8GB 以上

ウ ストレージ

容量は 128GB 以上

(2) ソフトウェア環境

※ 【必須】：必ず搭載しているソフトウェアです。その他のソフトウェアは利用クライアントパソコン毎に確認してください。

ア OS 【必須】

Windows 10 Enterprise LTSC Upgrade 2016 (64bit) バージョン：1607 (平成 30 年度導入)

Windows 10 Enterprise LTSC Upgrade 2019 (64bit) バージョン：1809 (令和元年度、令和 2 年度導入)

Windows 10 Enterprise LTSC 2021 (64bit) バージョン：21H2 (令和 4 年度導入、令和 5 年度導入)

※ 令和 7 年以降に導入されるパソコンは Windows 11 Enterprise (64bit)を導入し、随時更新を行う予定である

イ ブラウザ

Internet Explorer 11

Microsoft Edge 【必須】 ※令和 4 年度以降に導入されたパソコンのみ

ウ 主なプラグイン

Adobe Acrobat Reader DC 【必須】

エ Office 関連ソフトウェア

Microsoft Office Professional Plus 2016 32bit (Windows10 LTSC 1607)

Microsoft Office Professional Plus 2019 32bit (Windows10 LTSC 1809)

Microsoft Office Professional Plus 2021 32bit または 64bit (Windows10 LTSC 21H2)

※ 令和 7 年以降に導入されるパソコンは Microsoft Office M365Apps を導入し、随時更新を行う予定である

オ ウイルス対策

Trend Micro Apex One 【必須】

カ セキュリティ強靱化 (別紙詳細あり)

(ア) クライアント運用管理 SKYSEA Client View 【必須】

(イ) 持出制御 秘文 【必須】

(ウ) 顔認証 ARCACLAVIS RS OLFACE 【必須】

※ノートパソコンであれば、内蔵カメラを推奨する。カメラがなければ顔認証用のカメラを調達すること。

キ その他

(ア) ユーザは制限ユーザ権限で運用。

ローカルディスクへのデータの保管、書き込み等ができません。

(イ) ActiveX コントロールのインストール不可。

(ウ) 1 人のユーザが使用するクライアントは固定ではない。

(1 台のクライアントを複数のユーザが使用する場合や 1 人のユーザが固定でない任意のクライアントを使用する場合がある。) ※Microsoft Active Directory (AD) のユーザにてログイン。

(エ) .NetFramework については、3.5 【必須】を使用 (Windows10 では「4.6」に「3.5」を追加)。オプションで 4.8 を使用している。

(オ) JRE(Java Runtime Edition)等については、標準ではインストールされていない。

(カ) オプションで JIS 90 フォント互換パックを適用 (MS(P)明朝/MS(P)ゴシック)

(キ) オプションで堺市にて独自に作成した外字フォント(EUDC)を使用。

(ク) Windows にインストールされている Adobe Flash Player については無効化している。部門システ

ムやアプリケーションの導入に関しても Flash Player を有効化する考えはなく、利用を不可とする。

(ケ) 障害時の部品交換により、ハードディスク等の記録装置を交換した場合及び機器の撤去時は機器を持ち出す前に、物理破壊を行った上で処分すること。また、処分方法については事前に本市の承諾を得た上で、処分後、書面により報告を行うこと。

(3) クライアント利用要件

ア クライアント P C にソフトウェアのインストールが必要な場合は、「必要性」「リスク（セキュリティや他のプログラムとの競合など）」「リソース消費（メモリーの使用量、DISK 消費量、ネットワークトラフィックなど）」を明確に提示した上で、事前に堺市の承諾を得ること。なお、現在稼働している業務アプリケーションに影響を与えるソフトウェアのインストールは認めない。

イ ソフトウェアのインストールに際して管理者権限が必要となる場合、必要性を明示したうえで堺市と事前に調整を行うこと。なお、利用する都度、管理者権限が必要となるものは認めない。

ウ 今後公開される Microsoft からの修正プログラムや更新プログラムの適用を行なうため、各機能の動作保証についてサポートを行うこと。

3 注意事項

上記内容は、令和 7 年 2 月 18 日時点の情報であり、今後、変更となる可能性がある。